

かなぎん IC ローンカード規定

1. (カードの発行)

株式会社神奈川銀行（以下「当行」という。）は、「カードローン契約規定（当座貸越契約書）」（以下「カードローン規定」という。）に定められた取引に使用する IC ローンカードを発行し、契約者本人に貸与するものとします。

2. (IC ローンカードの利用)

(1) IC ローンカードは、次の取引に利用することができます。

- ① 当行の現金自動入出金機（以下「入出金機」という。）を使用してカードローン規定にもとづく取引専用の当座勘定（以下「当座勘定」という。）から出金する場合
- ② 当行の入出金機を使用して当座勘定に入金する場合
- ③ その他当行が定めた取引を行う場合

(2) IC ローンカードは、当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関などの現金自動支払機（現金自動入出金機を含む。）を使用することはできません。

3. (入出金機による入金)

(1) 入出金機を使用して当座勘定に入金する場合には、入出金機の画面表示等の操作手順にしたがって入出金機に IC ローンカードを挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) 入出金機による入金は当行所定の種類の紙幣に限ります。また、1 回当たりの入金は当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

4. (入出金機による出金)

(1) 入出金機を使用して当座勘定から出金する場合は、入出金機の画面表示等の操作手順にしたがって入出金機に IC ローンカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。

(2) 入出金機による出金は 1 千円単位とし、1 回当たりの出金は当行所定の金額の範囲内とします。なお、1 日当たりの出金は当行所定の金額の範囲内とします。

5. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、「かなぎん IC キャッシュカード規定」により取扱います。

6. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上